

秋田県総合評価落札方式試行要綱 新旧対照表

秋田県総合評価落札方式試行要綱の一部を次のとおり改正する。

新	旧
前 略 (評価方式及び評価項目) 第5条 総合評価落札方式の評価方式は、当該工事の規模や工事内容、技術的な工夫の余地等に応じて評価項目を設定し、次のとおり区分して採用する。 (1) <u>企業実績評価型</u> 中 略 (2) 施工計画型 技術的な工夫の余地が小さく、工程や品質の管理、環境の維持や交通の確保等施工上特に配慮すべき事項（以下「配慮事項」という。）を有する工事について、発注者が求める工事内容の施工の確実性を確保するために、実績等評価項目のほか、配慮事項に係る____施工計画を技術力等の評価項目とし、入札価格と総合的に評価する。 (3) 技術提案型 技術的な工夫の余地が大きい工事について、総合コストの縮減、工事目的物の耐久性や維持管理の容易性等性能・機能の向上、環境の維持や交通の確	前 略 (評価方式及び評価項目) 第5条 総合評価落札方式の評価方式は、当該工事の規模や工事内容、技術的な工夫の余地等に応じて評価項目を設定し、次のとおり区分して採用する。 (1) <u>簡易型</u> 中 略 (2) 施工計画型 技術的な工夫の余地が小さく、工程や品質の管理、環境の維持や交通の確保等施工上特に配慮すべき事項（以下「配慮事項」という。）を有する工事について、発注者が求める工事内容の施工の確実性を確保するために、実績等評価項目のほか、配慮事項に係る<u>簡易な</u>施工計画を技術力等の評価項目とし、入札価格と総合的に評価する。 (3) 技術提案型 技術的な工夫の余地が大きい工事について、総合コストの縮減、工事目的物の耐久性や維持管理の容易性等性能・機能の向上、環境の維持や交通の確

新	旧
保等の社会的要請への対応（以下「要求事項」という。）を達成するために、実績等評価項目のほか、要求事項に係る技術提案を技術力等の評価項目とし、入札価格と総合的に評価する。―― ―― ―― ―― 中 略 （入札公告） 第7条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告において、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に係る事項のほか、次の事項を明示するものとする。 （1）総合評価落札方式の適用工事であること （2）総合評価落札方式に係る落札者決定基準 （3）提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術資料」という）の内容及び提出日等必要事項 （4）落札者の決定方法 （5）総合評価の評価内容の履行の確保及び不履行時の措置 ―― ――	保等の社会的要請への対応（以下「要求事項」という。）を達成するために、実績等評価項目のほか、要求事項に係る技術提案を技術力等の評価項目とし、入札価格と総合的に評価する。<u>この場合、必要に応じて（2）の配慮事項に係る簡易な施工計画を技術力等の評価項目として設定し併せて評価できるものとする。</u> 中 略 （入札公告） 第7条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告において、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に係る事項のほか、次の事項を明示するものとする。 （1）総合評価落札方式の適用工事であること （2）総合評価落札方式に係る落札者決定基準 （3）提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術資料」という）の内容及び提出日等必要事項 （4）落札者の決定方法 （5）総合評価の評価内容の履行の確保及び不履行時の措置 <u>（6）総合評価落札方式に係る説明会開催の有無</u>

新	旧
(<u>6</u>) 技術資料等に係るヒアリングの有無 (<u>7</u>) 第8条第2項各号に掲げる事項 (<u>8</u>) その他必要な事項 (技術資料の提出) 第8条 中 略 (4) 技術資料のうち、<u> </u>施工計画及び技術提案の内容については公表しないものとする。 (技術資料の審査) 第9条 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、<u> </u>施工計画又は技術提案の妥当性について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。 2 契約担当者は、第5条(1)の<u>企業実績評価型</u>の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評	(<u>7</u>) 技術資料等に係るヒアリングの有無 (<u>8</u>) 第8条第2項各号に掲げる事項 (<u>9</u>) その他必要な事項 (技術資料の提出) 第8条 中 略 (4) 技術資料のうち、<u>簡易な</u>施工計画及び技術提案の内容については公表しないものとする。 (技術資料の審査) 第9条 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、<u>簡易な</u>施工計画又は技術提案の妥当性について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。 2 契約担当者は、第5条(1)の<u>簡易型</u><u> </u>の技術資料の審査については、開札後に、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評

新	旧
価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。 <u>3 前項において、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、秋田県公共事業電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者について技術資料の審査を行うものとする。</u> <u>4 前2項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前2項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。</u> <u>5 契約担当者は、第5条（1）の<u>企業実績評価型</u>における入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。</u> <u>6 契約担当者は、第5条（2）の施工計画型及び（3）の技術提案型の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。</u>	価点が自己評価点を下回る場合は審査後の評価点とする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>3 前__項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前__項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同じ作業を繰り返すものとする。</u> <u>4 契約担当者は、第5条（1）の<u>簡易型</u>_____における入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。</u> <u>5 契約担当者は、第5条（2）の施工計画型及び（3）の技術提案型の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。</u>

新	旧
(落札者の決定方法) 第10条 契約担当者は、第5条(1)の<u>企業実績評価型</u>については、前条第2項及び第3項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者、又は前条<u>5</u>項に基づく第1位の者を落札候補者とする。 2 契約担当者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について予め提出された確認申請書等により確認を行い、課(室)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る工事にあつては地方入札審査会)の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。 3 第5条(2)の施工計画型及び(3)の技術提案型に係る技術資料の審査及び採否の決定は部(局)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る工事にあつては地方入札審査委員会)が行うものとする。この場合において、契約担当者は、第4条第2項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落	(落札者の決定方法) 第10条 契約担当者は、第5条(1)の<u>簡易型</u>については、前条第2項_____に基づく審査後の総合評価点が最も高い者、又は前条<u>4</u>項に基づく第1位の者を落札候補者とする。 2 前項において、落札候補者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。 3 契約担当者は、前項の落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について予め提出された確認申請書等により確認を行い、課(室)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る工事にあつては地方入札審査会)の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。 4 第5条(2)の施工計画型及び(3)の技術提案型に係る技術資料の審査及び採否の決定は部(局)入札審査会(再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る工事にあつては地方入札審査委員会)が行うものとする。この場合において、契約担当者は、第4条第2項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落

新	旧
札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、適正化委員会の意見を聴かなければならない。 <u>4</u> 契約担当者は、第<u>2</u>項で決定された者及び第<u>3</u>項の採否の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が最も高い者について、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。 （1）落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき （2）落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき <u>5</u> 第<u>2</u>項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、<u>前条2項に基づく審査後の</u>総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（<u>前条3項の</u>____くじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当す	札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、適正化委員会の意見を聴かなければならない。 <u>5</u> 契約担当者は、第<u>3</u>項で決定された者及び第<u>4</u>項の採否の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が最も高い者について、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。 （1）落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき （2）落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき <u>6</u> 第<u>3</u>項において落札候補者が落札者としての資格を有しないことと決定されたとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、____総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（<u>当該落札候補者が</u>くじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者、また、該当す

新	旧
る者が２者以上である場合は<u>前条第３項</u>の方法により決定された最上位者をいう）を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。 <u>６</u> 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。 （入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等） 第１１条 前条第<u>２</u>項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成１９年３月２９日付け建管－２４２２）に定める様式第４号）を速やかに通知する。 中 略 （技術提案等の履行の確保） 第１２条 落札者が提示した_____施工計画や技術提案、実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの（以下「技術提案等」という。）については、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。 以下、略	る者が２者以上である場合は<u>第２項</u>の方法により決定された最上位者をいう）を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。 <u>７</u> 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。 （入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等） 第１１条 前条第<u>３</u>項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成１９年３月２９日付け建管－２４２２）に定める様式第４号）を速やかに通知する。 中 略 （技術提案等の履行の確保） 第１２条 落札者が提示した<u>簡易な</u>施工計画や技術提案、実績等評価項目のうち履行義務を伴うもの（以下「技術提案等」という。）については、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。 以下、略

附 則

- この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。